

資格更新に関する Q&A

1. 更新の延期はできますか？

→できます。更新規定 6. に記載してあります。

6. 疾病、出産・育児、災害等のやむを得ない理由で規定の資格更新申請を行うことができない場合には、あらかじめ資格認定委員会に届出る。資格認定委員会において審議の上、受理された場合は3年間を限度として申請を延期することができる。更新時の延期期間は、その資格を停止する。

2. 延長した場合、次回更新時に新たにお知らせはあるのでしょうか？

→ありません。

3. 単位の取得について

①学会への参加・発表について

学会に参加した場合は参加単位を記入して下さい。発表された場合は、発表の単位のみです。(参加か発表のどちらかの単位で、重複しての単位は認められません)

②関連学会での発表に関して

- ・発表の単位として認められるのは医療保育の内容についてのみですか？

→はい。

4. 学会の参加証を紛失した場合について

①発表された場合

抄録のコピーを提出して下さい。

②参加された場合

申し訳ありませんが、証明できるものがないので参加単位は認められません。

5. 次回更新の単位の取得はいつからが有効になりますか？

認定期間の始まりの日です。今回の申請の方が更新を認定された場合は、平成 29 年 4 月 1 日からの取得単位となります。

6. 定年退職後、この資格は永久付与になりますか？

現在のところ永久付与はありません。